

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		栃木市勤労青少年ホーム利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市勤労青少年ホーム条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審 査 基 準	根拠条項	栃木市勤労青少年ホーム条例第5条、第6条及び第7条
	参考事項	栃木市勤労青少年ホーム条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労青少年ホーム条例抜粋 (利用者の範囲)</p> <p>第5条 青少年ホームを利用することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者で15歳以上40歳未満のもの</p> <p>(2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者で15歳以上40歳未満のもの</p> <p>(3) 青少年ホームの設置の目的に沿った活動を行う前2号に掲げる者で構成されている団体</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの (利用承認)</p> <p>第6条 青少年ホームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の承認について管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。 (利用承認の制限)</p> <p>第7条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の承認をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めたとき。</p>	